平成２７年（フ）第５７０４号
東京都練馬区豊玉南２丁目10―13　豊玉南社宅
債務者　佐野日出男
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７０６号
東京都練馬区早宮３丁目37―９―207
債務者　渡邉　利明
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７１６号
東京都新宿区西新宿８丁目８―20―1206
債務者　岩田　慶子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７１９号
千葉県千葉市美浜区高洲３丁目６―２―308
債務者　加藤佐江子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７２２号
東京都江戸川区篠崎町７丁目18―15―105
債務者　大島　尚美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７２５号
東京都豊島区要町３丁目16―12
債務者　竹島みゆき
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７３６号
東京都板橋区加賀２丁目18―15　日興タクシー寮
債務者　溝口　　修
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７４４号
神奈川県横浜市鶴見区上の宮１丁目４―６　プリムローズ菊名参番館104号室
債務者　江尻　健太
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７４８号
東京都世田谷区南烏山３丁目24―１―601
債務者　金成みさき（旧姓南）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７５４号
東京都青梅市二俣尾３丁目923―２―101
債務者　大原　　純
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７５７号
東京都板橋区若木２丁目33―12
債務者　三枝　宏孝
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７５８号
東京都足立区西綾瀬１丁目８―18―103
債務者　嶋津　賢治
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６２号
静岡県浜松市中区早出町791番地の４　ネオパレス201、前住所静岡県浜松市中区鴨江３丁目６番10号
債務者　中村　浩康
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４９６号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所大阪府高槻市柱本新町８番Ａ４―406号
債務者　内田　辰美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６号
東京都武蔵村山市中原４丁目10番地の11中原ビル305号
債務者　風間　　謙
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部